

「あま市言葉の大切さについての理解を推進し市民が思いやりの心を持ち幸せになる社会の実現を目指す条例（案）」に対するパブリックコメント実施要領

□ 件名

あま市言葉の大切さについての理解を推進し市民が思いやりの心を持ち幸せになる社会の実現を目指す条例（案）

□ 目的

本市では、言葉の大切さについて理解をし、お互いを尊重し合い、明るく住みよい社会の実現を目指す条例の制定に向けて、市民の皆様のご意見を募集するパブリックコメントを実施しますので、ご協力をお願いいたします。

□ 意見の募集期間（閲覧期間）

令和7年9月16日（火）から令和7年10月15日（水）まで

□ 閲覧場所等

以下の場所にて閲覧

- ・市役所市民活動スペース（土・日曜・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・人権ふれあいセンター（日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

※市公式ウェブサイトでも閲覧できます。

□ 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・あま市言葉の大切さについての理解を推進し市民が思いやりの心を持ち幸せになる社会の実現を目指す条例（案）に利害関係を有する方

□ 意見の提出方法

次の内容を記載した用紙により、ご提出ください。

（様式は、閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意していますが、任意様式でも可能です。）

【意見等提出様式】

- ・件名「言葉の大切さに関する条例（案）」について
- ・住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は法人名）
- ・ご意見（趣旨・内容等）

□ 意見の提出先

次のいずれかにより、ご提出ください。

- ・持参の場合 市役所1階人権推進課、市民活動スペース又は人権ふれあいセンターの意見提出箱
- ・郵送の場合 〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 人権推進課宛
- ・FAXの場合 052-444-1074 人権推進課宛
- ・電子メールの場合 jinken_jinken@city.ama.lg.jp
- ・電子申請・届出システムの場合 こちらから→→→→



□ 意見の取扱い

- ・提出いただいたご意見などは、後日、市公式ウェブサイトで公表します。

（ご意見などの内容以外は公表しません。）

- ・ご意見などに関して個別の回答はいたしません。
- ・電話や口頭での意見の受付は行いません。

□ 問い合わせ先

人権推進課 TEL052-444-0398